

幼児教育・保育の無償化について

向日市にお住まいで、

認定こども園（1号認定）を利用される方へ

●認定こども園（1号認定）の預かり保育料が無償化となります。

《対象者》

- ・ 保育の必要性がある3歳～5歳児の子
（※満3歳になった次の4月1日～卒園までの子）
⇒ 月額12,300円まで無償（日額490円×利用日数の範囲内）
- ・ 保育の必要性がある住民税非課税世帯の満3歳児の子
（※3歳の誕生日の前日～その年度末までの子）
⇒ 月額17,700円まで無償（日額490円×利用日数の範囲内）

※利用日数に応じて月額の上限額は変動します。

無償化の対象となるには、

「施設等利用給付認定・変更申請書」と添付書類を市に提出し、
「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認定日を遡ることはできません。入園日・転入日・認定変更希望日を迎える前に必ず申請してください。

【問い合わせ先】向日市市民サービス部子育て支援課（東向日別館4階）
〒617-8772 向日市寺戸町小佃5番地の1
TEL 075-874-2659

保育の必要性の認定とは ― 施設等利用給付認定 ―

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、市より「保育の必要性」の認定を受けている必要があります。認定の種類は以下のとおりです。

認定の種類	対象	無償化の上限
新2号認定	<u>保育の必要がある</u> 3歳～5歳児クラスの子ども (※満3歳になった次の4月1日～卒園までの子)	<u>預かり保育料</u> 日額490円×利用日数 (月額12,300円上限) まで無償
新3号認定	<u>保育の必要がある住民税非課税世帯の満3歳の子ども</u> (※3歳の誕生日の前日～その年度末までの子)	<u>預かり保育料</u> 日額490円×利用日数 (月額17,700円上限) まで無償

注意①

給食費、教材費、行事費、通園送迎費等は、無償化の対象外です。

注意②

上記新2号～新3号認定は、「子どものための教育・保育給付認定」の1号～3号認定とは異なる認定です。

そのため、「教育・保育給付認定の1号～3号」いずれの認定を受けている方も、施設等利用給付認定の申請が必要となります。

注意③

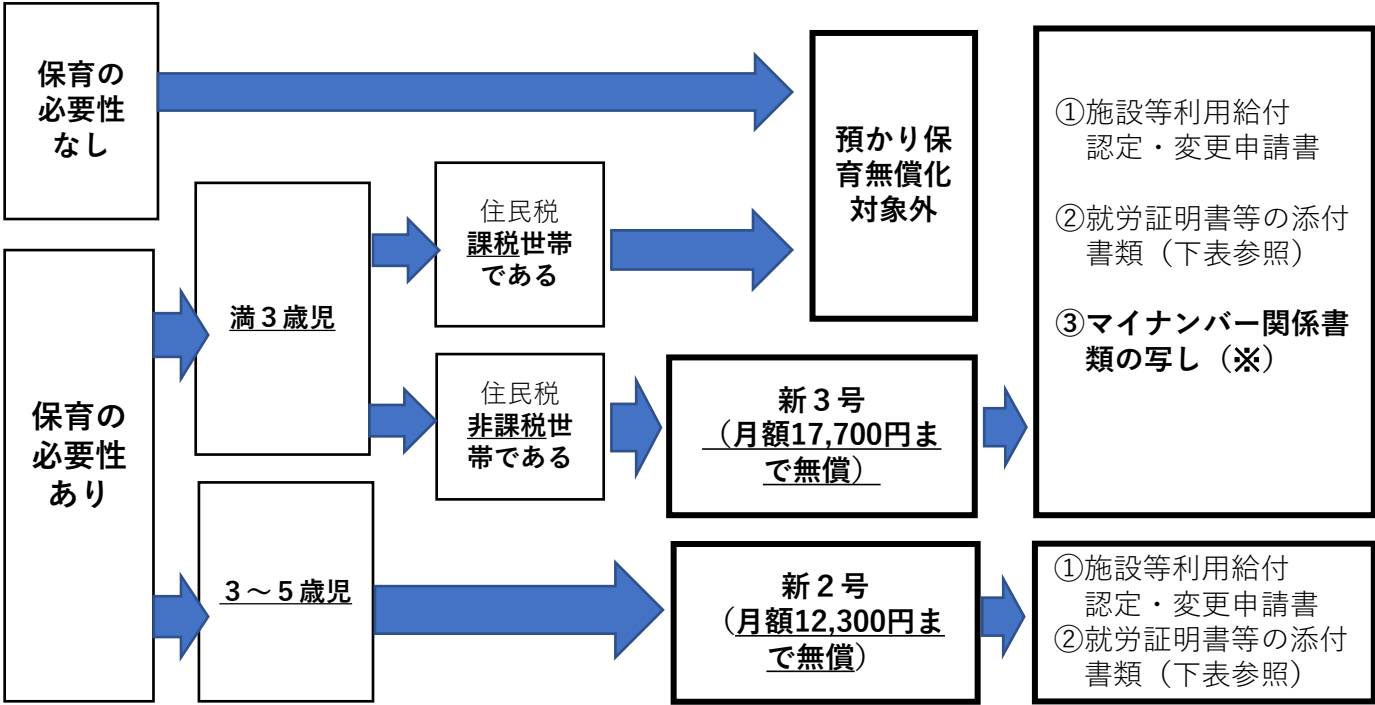
原則、預かり保育を利用されている方は認可外保育施設等利用分は無償化の対象外となります。

ただし、在籍する幼稚園及び認定こども園で行っている預かり保育事業が教育時間を含め1日8時間を下回る場合、または、預かり保育事業の実施が年間200日未満の場合は、認可外保育施設等の利用部分は無償化の対象となります。

注意④

保育の必要性の理由が変わる等、年度途中に変更申請が必要となる方は、事前に子育て支援課へお申し出ください。また、保育の必要性がなくなる場合も、速やかに子育て支援課へお申し出ください。

無償化の対象範囲・提出書類フローチャート



(※) ①マイナンバーカードの写し又はマイナンバー通知カードの写し
②本人確認書類（顔写真付き身分証明書（運転免許証など））又は身元確認ができる書類2つ（健康保険証、国民年金手帳など）（マイナンバーカードの写しを提出の場合は必要ありません。）

新2号・新3号認定に必要な書類－保育の必要性の確認－

「新2号認定」又は「新3号認定」の認定には「保育の必要性」の確認が必要となります。
「保育の必要性」の認定は「保護者のいずれも」が、以下の「保育を必要とする事由」に該当する場合に認定されます。

事由区分	内容	必要な添付書類
就労	月64時間以上労働することを常態としている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	就労証明書（指定用紙） ※自営業の場合、確定申告の写し （新規開業の場合は、開業届の写し）を添付
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間がない ※出産予定日の前2か月の属する月から出産日の後2か月の属する月の末日まで	下記のうちいずれか ・母子健康手帳（表紙と分娩予定日の箇所）の写し ・出産（予定）証明書
疾病・障がい	疾病・負傷又は心身に障がいがある場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	<疾病> 診断書（指定用紙） <障がい> 氏名、等級、有効期限が記載された障害者手帳のページの写し
介護・看護	同居親族（長期間入院等をしている親族を含む）の常時介護・看護をしている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	下記のうちいずれか ・診断書（指定用紙） ・氏名、等級、有効期限が記載された障害者手帳のページの写し ・介護保険被保険者証及びケアプランの写し
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあたっている ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	り災証明書
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	児童相談所等の意見書、公的機関の証明等
求職活動 (年度内1回限り)	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている ※認定の有効期間は最長3か月	誓約書兼求職活動申立書（指定用紙）
就学	就学（職業訓練を含む） ※卒業・修了予定日の属する月の末日まで	在学証明書、履修表等（時間割表）
育児休業 (継続児のみ)	育児休業を取得する場合で、その児童が引き続き保育の必要性が認められる場合 ※育児休業の対象となる児童（申請児童を除く）が満2歳に達する年度の年度末まで	（育児休業取得期間が記載された）就労証明書（指定用紙）

施設等利用費の請求手続き



認定こども園（1号認定）

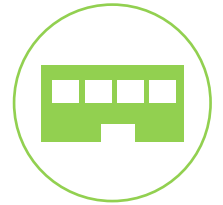
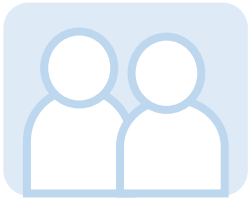
①利用契約

②預かり保育
利用料の
支払い

③領収証・サービス
提供証明書の発行

④施設等利用費の請求
（③を添付）

⑤施設等利用費の支払い
（月額上限12,300円もしくは
17,700円まで）



向日市

※請求・支払いについては4半期ごとを予定しています。

※向日市外の施設等であっても、所在地市町村からの確認を受けていれば無償化の対象施設となります。

※施設等利用給付の認定前に支払った利用料は無償化の対象となりません。保育サービスを利用する前に認定の申請を行ってください。